

オフィス誘致に係る PR パンフレット企画・制作業務 仕様書

神戸市医療・新産業本部新産業部企業立地課

1. 件名

オフィス誘致に係る PR パンフレット企画・制作業務

2. 契約期間

契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日まで

3. 業務目的

震災から 20 年余りが経過し、新たなステージを歩み始めた神戸は、市民、民間事業者、行政が協働し、世界に発信する国際都市として発展していくことを目指し、都心・三宮の再整備を推進している。この都心の将来像の実現に資する企業を市外から呼び込む企業誘致の観点から、今後都心三宮を中心として急速に魅力を高めていく神戸の姿や、企業の進出を後押しする全国トップレベルの補助制度等優れたビジネス環境について、誘致対象に訴求するためわかりやすくまとめたパンフレット等紙媒体を作成する。

4. 誘致対象

市外の民間企業（主として首都圏等に本社を置く企業、また神戸についてほとんど情報を得ないエリアに立地するものを含む）

5. 業務内容

(1) 制作物

紙媒体のパンフレット 日本語版 1 種類

(2) 形態

- ・ ページ数：A4（縦型） ページ数は提案に含む
（契約上限額内でコンセプトに即したものであれば少ページ等にはかまわない。また、ゆとりを持ったページ数を提案することも可。）
- ・ 言語：日本語

(3) 必須掲載項目

- ・ 補助制度（制度があることを知らせる程度を想定しているが、提案による）

(4) 求める視点

- ・ 異国情緒や港町といった今までの神戸のイメージだけにとらわれない、新たな視点での魅力を組み込んでいること
- ・ 企業誘致・都市政策等に関する洞察及び編集が行き届いていること

- ・レイアウト、文字デザイン、写真、イラスト、インフォグラフィック等、内容に応じた最適な表現方法により、多くの人に、変容する神戸への期待感やまちの魅力が伝わり
- ・神戸市のオフィス誘致におけるブランド力を醸成すること
- ・三宮の再整備について、パース等の説明だけでなく、見た人がより創造的・発展的な印象をもつことができる画作りを行うこと
- ・主に市職員が面談時の説明資料として用いることを想定しているため、分かりやすく端的にまとめること

(5) 校正・確認

掲載内容擦り合わせ×1回程度

デザイン確認（情報、文字校正）×3回程度

最終デザイン確認（情報、文字校正、色校正）×1回

(6) 納品

- ・印刷物の納品（部数：800部）

※神戸市役所1号館23階企業立地課に納品すること。

- ・データの納品

市のホームページでも掲載するため、校了後、作成したイラストや写真、テキスト、イラストレーターのデータ（アウトライン済）及びPDFファイル（サイズの調整をしたものも含む）を、テキストがアウトライン化されていない素材を含むDTPデータですべて提出すること。

6. スケジュール（予定）

2019年12月下旬	事業者決定・契約
12月下旬	必要な協議を経て制作開始
2020年2月中旬～	初校提出～校正（文書校正3回、簡易校正1回程度）
3月下旬	校了、印刷
～3月末	納品

7. その他の留意点

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

ア 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

ウ 著作者人格権は製作者側に帰属し、契約期間以降であっても、本委託業務により作成されたものを元に、作成や編集をする際は双方十分な協議を行うこと。

(3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。